

第20回大分市自治基本条例検討委員会

平成23年3月29日(火)午後2時から
大分市保健所 6階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会等の意見に係る考え方について

(2) その他

| 項目 | 意見 | 会場での対応 | 会場 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|-------------|--|--|------|--|--|
| 1 名称 | 「大分市まちづくり市民総参加基本条例」の方が、市民には分かりやすい。 | | 野津原 | 市民部会 市政運営部会 市民参加・まちづくり部会 調整案 | <p>市民部会 現段階では仮称であり、ご意見を参考にしたい。</p> <p>市政運営部会 今後検討してまいります。</p> <p>市民参加・まちづくり部会 名称につきまして、現在は(仮称)となっておりますが、引き続き条文の検討を進めてまいりたいと考えております。 なお、名称につきましては、条文が定まった時点で改めて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>調整案 現段階では仮称でありますので、ご意見の趣旨を踏まえながら、適切な名称について引き続き検討してまいります。</p> |
| 2 前文 | 現内容では、現状で出来ていないことの裏返しではないか。 | 現在記載しているような内容が出来ていないということではなく、更に進めていきたいという想いで述べられています。 | 南大分 | 理念 | 会場での対応のとおり |
| 3 第1条(目的)関係 | 地域の連帯感を生み出すことがこの条例の目的の一つではないか。 | そういう意味でも、「協働の推進」や「地域コミュニティ」という項目立てをしています。 | 西部 | 理念部会 | この条例に取り組んでいくことで指摘にある連帯感等も醸成されていくものと考えています。 |
| 4 | アパートに住んでいる人は、この条例ではまさに「市民」であるが、いつ引っ越すか分からない中で、腰が据わっていない。大分市民という感覚を持っていない人もいます。 | 地道に声かけをすることで、自治会に参加してくれる人もいます。どうしたら参加してくれるかということを考え続けることも大事なことだと思います。 | 明治明野 | 理念 市民 | 会場での対応のとおり |
| 5 第2条(定義)関係 | 自治会でいう「自治」と行政が行う「自治」という二面性がある言葉なので「自治」を定義して明確にして欲しい。 | <p>検討をした上で今の素案になっています。</p> <p>基本理念において、「自治」の意味合いをある程度説明していますが、「自治」を定義するか、逐条解説で詳しく説明するかということを含めて、今後検討させていただきたい。</p> | 植田 | <p>理念部会 「自治」は広い概念を持つ言葉であり、最高規範である本条例で定義してしまうとそれが一人歩きしてしまい、かえってその意味するところを狭めてしまうため、定義をしないほうが良いと考えています。</p> <p>市民部会 自治の捉え方が様々ある中で、一つの概念として定めることは難しいと思われます。</p> <p>執行機関・議会部会 「自治」には、ご意見にもあるように多面性があるため、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。他都市では「自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めること」といった定義の例もあり、いわば当たり前の漠然とした表現ですが、定義するにしてもこの程度が限界であろうと思われます。</p> <p>市政運営部会 「自治」については、条例の名称が自治基本条例でもあることから、逐条解説の中で明確にしておく必要があると考えます。</p> <p>市民参加・まちづくり部会 「自治」という言葉は、非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。 したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている「自治」について、詳しく説明してまいりたいと考えております。</p> <p>調整案 「自治」を行う組織の規模や形態は多様であり、その果たすべき役割も一様ではないと考えられることから、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。 したがって、条例本文中に定義をすることは困難であると考えますが、解説等によって説明をすることは可能であると考えております。</p> | |

| 項目 | 意見 | 会場での対応 | 会場 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|---|---|--|-------------|--|---|
| 6 第2条(定義) 第3条(基本理念)関係 | 「幸せな暮らし」の定義がされていない。家族の絆を取り戻すことで地域コミュニティを復活させることも出来る。「愛国心、郷土愛」に基づいてまちづくりを行うという方向性を持って、市民が中心になったまちづくりを行うということにしたらどうか。 | 「幸せ」の度合いは、それぞれが違って良いのではないかという議論から、敢えて明確にしません。 家族の絆ということですが、独り暮らしの方にとっての「幸せ」は、また別の価値観があると思います。 | 植田 | 理念部会 | この言葉を定義すると、固定化されて一人歩きする可能性がある。市民のあり方は多様であり、この言葉のイメージは条文を見た市民それぞれで異なるのは当然であり、むしろ定義付けするべきではないと考えます。 |
| 7 第2条(定義) 第5条(市民の権利) | 町内会に入らない人も、最高規範のもとで市民と位置付けられ権利を行使するという事は、現場の感覚とかけ離れている。 | 自治会への未加入問題は、自治会活動が自主的活動ということで、行政からは強制できません。ただ、今後は踏み込み過ぎない程度になるが、何らかの支援が出来ないか検討中です。 | 南大分 明治明野 | 理念 市民 | 会場での対応のとおり |
| 8 第2条(定義) 第6条(市民の責務)関係 | 「市民の定義」と「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと」の関係性は他都市の人にもあてはまるのか。 | 例えば、固定資産税などは大分市民でなくても、大分市内に資産をお持ちの方は、納税義務者となります。また、市外からの通勤・通学者が大分市内において、ボランティア活動に携わることも考えられます。 | 鶴崎 | 市民 | |
| 9 | 自治会の位置付けが条例の中でよく分からない。 | 地域コミュニティの代表的なものであって、行政の根幹は自治区を単位とした集合体として成り立っていると考えています。 | グリーン | 執行機関・議会部会 | 自治会は、地域コミュニティの代表例であり、地域における自治の主要な担い手でもあります。 |
| | 市政運営部会 | | | 地域コミュニティの再生や市民協働のまちづくりを進める中で、大部分を担っているのは自治会ですので、「自治会」という言葉は是非条文に入れて欲しいと思います。 なお、条文に入れることができない場合は、逐条解説の中で自治会との関係を明らかにして欲しいと考えます。 | |
| 10 第2条(定義) 第6条(市民の責務) 第29条(地域コミュニティ)関係 | 地域コミュニティに自治会が含まれるということで良いか。 | | グリーン | 市民参加・まちづくり部会 | 「自治」という言葉は、非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。 したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている「自治」について、詳しく説明してまいりたいと考えております。 |
| | 調整案 | | | 自治会は、地域コミュニティの代表例であり、地域における自治の主要な担い手でもあります。 | |
| 11 | 「コミュニティ」をどうしても使うのであれば、定義して欲しい。 | 人と人との繋がりや組織的な共同体をコミュニティとして捉えていますが、検討の段階でこの言葉は、概ねご理解がいただけるものと考え、現在使用しています。意見として承ります。 | 南部 | 執行機関・議会部会 | 本市においては既にある程度使われてきた表現でもあるのでこのまま使用し、逐条解説等で補足的に説明します。 |
| | | | | 市民参加・まちづくり部会 | 「コミュニティ」の定義につきましても、「自治」と同様に、逐条解説等において説明してまいりたいと考えております。 |
| 調整案 | 本市においては既にある程度使われてきた表現でもあるのでこのまま使用し、逐条解説等で補足的に説明します。 | | | | |
| 12 | 市民主権によるまちづくりとあるが、今までのやり方では、市民の意見が反映されず市民主権になっていない。 | 地域が主体的に市民の行動によって地域づくりを進めていくという理念が盛り込まれていると理解願いたい。 | コンパル | 理念 | 会場での対応のとおり |
| 13 第3条(基本理念)関係 | 「市民主権によるまちづくり」とあるが、憲法に「国民主権」として謳われているので、ここでは、「市民総参加によるまちづくり」としてはどうか。 | 大分市としての憲法という位置付けで議論してきましたので、国民主権に対して市民主権としている。 「市民総参加」については、基本原則に「市民総参加の原則」として規定しています。 | 植田 | | |
| | 「市民主権」は「国民主権」と対立するような理念が含まれる。「主権」という言葉はこの条例に盛り込むべきではないのでは。 | 時の市長によって、自治の方向性が変わったりすることを防ぐ意味でも、市民の総意として国の憲法に相当するような基本条例を作ることが根幹にあります。 | 植田 | | |

| | 項目 | 意見 | 会場での対応 | 会場 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|----|--------------------|--|---|------------|---------------|---|
| 15 | 第4条(基本原則)関係 | 市民総参加は、これ以上どのように参加していけば良いのか。 | 自治会を中心に、市民参加の意識を高めていただくことが、市政の進展につながるという想いです。 | グリーン | 理念 | 会場での対応のとおり |
| 16 | | 市民総参加の原則は、市からの命令のように聞こえる。 | みんなでまちづくりをしましょうという原則論と捉えていただきたい。 | コンパル | | |
| 17 | | 参加したくても参加できない人がいる場合はどうするのか。 | 様々な事情で、具体的な参加ができない場合は、ご意見をいただく場を別に設けるとか、子どもは学校を通じて意見をいただくなどの方法があると考えます。 | コンパル | | |
| 18 | | 実際には、自治委員や役を持っている人しか参加しないことが多い。裁判員制度のように抽選で指名されるような仕組みも必要ではないか。 | いかに多くの人に参加していただくかということは、最大のテーマです。今後はまちづくりの中心となる人材の育成が必要であると考えており、第8条に「人材育成」に関する規定を置いています。 | 野津原 | | |
| 19 | 第5条(市民の権利)関係 | 今までは市民の声を自治会で取りまとめて市にあげていたが、この条例が出来ると、市民が個人的に参加できるようになり、自治会が必要なくなり崩壊するのではないか。 | この条例が、自治会に参加していない市民に対して参加を促す後ろ盾にもなると思います。また、第6条の市民の責務では、「地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。」も規定しています。 | 野津原 | 市民 | 会場での対応のとおり |
| 20 | | 「市民は、公正な行政サービスを受けることができる」には、「公平」は要らないのか。 | 「市民の定義」で、大分市外の人も「市民」としていますので、市内の人と市外の人では全く同じサービスは受けられません。そういうことから、「公平」をはずしています。 | 野津原 | | |
| 21 | | 「安心」や「快適」という言葉は、個人の感性によって内容が変わると思うので、条文には好ましくないのではないか。 | 憲法と同じように理念的な条例となっていますので、ご理解いただきたい。 | 南部 | | |
| 22 | 第6条(市民の責務)関係 | 自らの発言と行動に責任を持つことの意味が分からない。 | いろんな形で市政にご参加いただく場面があると思うが、当たり前のことですが、その際には責任を持った発言や行動が必要だと思います。 | コンパル | 市民 | 会場での対応のとおり |
| 23 | | 「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負う」はお金を出して当たり前のように聞こえる。 | それぞれに応じた負担により行政は成り立っていますので、ご理解いただきたい。 | コンパル | | |
| 24 | | 市民主体であることの前提で、「まちづくりに積極的に参画し…」とあるが、個人個人である市民が、組織である行政や議会と対等に何が出来るのか疑問である。 | まちづくりへの積極的な参加は、自治会を中心とした市民団体という単位での参加もあると思います。また、それをカバーするのは行政のフォローだけでなく、自治会自らのエネルギーをどのように出していくのかということを考える必要もあると思います。 | 佐賀関 | | |
| 25 | | まちづくりに参画する際には、自らの発言と行動に責任を持つということは、対議会、行政と見たときにハンデがありすぎる。どこかに行政のフォローが書かれているか。 | 市を構成する市民、議会、行政それぞれの立場で、それぞれの責務を負うということですので、市民だけが個人的な責務を負うということではありません。 | 佐賀関 | | |
| 26 | | 市民は弱者であるので、どこかに「心配ない」という意味の言葉が入っていると安心するのではないか。 | 市民主権ですので、市民生活のためにみんなで動いていくというふうに捉えたいと思います。行政として支援が出来ることは、各条文にちりばめられています。 | 佐賀関 | | |
| 27 | 第7条(議会の基本的役割等)関係 | 議会のみ「議会の基本的役割等」となっており、責務が表に出ていない。 | 議会には「議会基本条例」が既に出来ています。その中で責務はきちんと規定されています。 タイトルに「責務」を入れるかどうかは検討します。 | コンパル 植田 | 執行機関・ 議会部会 | 議会にて検討予定 |
| 28 | | 「二元代表制」という意味からも、「責務」という言葉を出す必要があると思う。 | | | | |
| 29 | | 「二元代表制」の言葉の意味がよく分からない。 | 執行機関の代表である市長と、議決機関である議会の議員をそれぞれ別に市民が選ぶということが、二元代表制であるのご理解いただきたい。 | 鶴崎 | | |
| 30 | | 本市の議事機関、住民の代表機関、本市の意思決定機関とあるが、50%くらいの投票率で、本当に市民の総意、あるいは意思決定機関といえるのか。そういう意味では、投票率を上げる条例があっても良いのではないか。 | 投票率を上げるという問題は、基本条例の内容に馴染むかどうか分かりませんが、今後検討させていただきます。 | 大南 | | 会場での対応のとおり |
| 31 | 第9条(市長の基本的役割と責務)関係 | 「市民自治」という言葉があるが、これは「自治」と同じ言葉か、敢えて使い分けているのか。 | | 植田 | 執行機関・ 議会部会 | 「自治」という言葉が多面性を有する中で、「市民自らが治める」こと(第1条に謳う「市民主体による自治」)に特化させる意味合いと、その後に出てくる「市民福祉」との対句表現を意識した意味との2つの目的を持って使った表現です。 |

| 項目 | 意見 | 会場での対応 | 会場 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|--------------------------|--|---|--------|--------------|--|
| 32 第10条(職員の責務)関係 | この条例ができることで、市の職員がますます忙しくなるのではないかと、職員は、現場をもっと知るために地域に出かけていかなければいけないと思うが、それができなくなるのでは。 | 今までも、職員は様々な法や条例の下で行政運営を行っています。現場の声がよりスムーズに取り入れられるためのシステム作りがこの条例作りであると考えています。 | 南大分 | 執行議会 | 会場での対応のとおり |
| 33 | 当然のことで、採用時に宣誓していると思うので、必要ないのではないかと。 | 市民、議会、行政の責務を明確にする意味において、職員の責務についても明記するべきということで規定しています。 | 南部 | | |
| 34 第17条(情報公開)関係 | 「情報公開」の仕組みが、「個人情報保護条例」によって機能していない可能性がある。その部分の配慮が必要。 | | 鶴崎 | 市政運営部会 | 個人情報得られないことによる障害については、できる限りそれを善処したいと考えております。行政としても問題点は大きいと認識しており、積極的に整理していかなければならないと思っております。 |
| 35 第18条(個人情報の保護)関係 | 個人情報の保護は、組織活動を行う上で妨げになるので反対である。 | 過剰な解釈の結果、支障が生じている実態があると認識しています。本市においても過剰反応しすぎないように対応する必要があると考えています。 | 明治明野 | | |
| 36 | 個人情報を保護し過ぎることで、近隣との繋がりがなくなることもある。 | | 鶴崎 | | |
| 37 第20条(危機管理体制の整備等)関係 | 危機管理体制の範囲は、国、県、大分市どこまでが該当するか。 | 危機管理については、国・県・市のそれぞれの法や条例でそれぞれの範囲に応じた規定がございます。この条例では、そういった役割分担に応じてしっかりと取り組んでいくことを総体的に謳ったものをご理解いただきたい。 | コンパル | 市政運営 | 会場での対応のとおり |
| 38 第21条(行政組織の編成)関係 | 横断的な調整をぜひともしてもらいたい。 | 行政への叱咤激励と捉えて取り組んでまいります。 | 鶴崎 | | |
| 39 第22条(市民参画)関係 | 市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとあるが、手順を追って説明しながら実現するようにしてもらいたい。 | | コンパル | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 40 第23条(協働の推進)関係 | この条例により、協働のまちづくりが更に市民に押し付けられるのではないかと。 | | 坂ノ市 | 事務局案 | 市民に押し付けるものではなく、市民が主体となって行われるものと考えています。 |
| 41 第24条(市民提案)関係 | もう少し常日頃から地域の問題を吸い上げる機会を作ってもらいたい。 | | 明治明野 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 42 第25条(市民意見の聴取)関係 | 「パブリックコメント」は、日本語にしてもらいたい。 | 「市民意見公募手続」のことを言いますが、そろそろ「パブリックコメント」という言葉自体が一般に浸透してきた言葉ではないかということで、敢えてこのような記載にしています。ご意見として承ります。 | 鶴崎南部 | 市民参加・まちづくり部会 | 「市民意見公募手続」のことを「パブリックコメント」と言いますが、この言葉自体が他都市でも使われており、また、一般に浸透してきている言葉ではないかと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。 |
| 43 第26条(住民投票)関係 | 市政に関する重要な事項についてとあるが、誰が重要かどうかを判断するのか。 | | コンパル | 事務局案 | 本条例案では、事案ごとに別に条例で定めることとしておりますので、原則、その都度議会の判断を仰ぐこととなります。 |
| 44 | 住民投票が出来ることは良いことだと思う。 | | 鶴崎南部 | | |
| 45 | むやみに何でも住民投票にならないような縛りが必要だと思う。 | 個別のケースに応じて住民投票を行うことができる規定ですので、その案件ごとに条例を定めることを行うことが出来ることとしております。 | 南部 | | |
| 46 第27条(審議会、懇話会等)関係 | 公募により人材を選任するとあるが、市に都合の良い人ばかりでなく、委員の決め方もオープンにってもらいたい。細則等でかまわないので選出方法に縛りを入れてもらいたい。 | 「公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない」ことを規定していますし、審議会等の規定のなかで検討してまいります。 | コンパル南部 | 市民参加・まちづくり部会 | これからも、審議会、懇話会等の委員を公募する際は、それぞれの審議会、懇話会等の規定に基づき、公平かつ適正な選任に努めてまいりたいと考えております。また、いただいたご提言を踏まえ、必要に応じてそれぞれの規定を改定したいと考えております。 |
| 47 第28条(都市内分権)関係 | 「都市内分権」の意味が分かりづらいので、分かりやすい説明なり条文にしてもらいたい。 | 地域の自主的な活動に対して、一括で助成することで、地域の自治を拡大していこうとするもので、具体的にはこれから検討する段階です。 | 南部 | 市民参加・まちづくり部会 | 現在の素案におきまして、「市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど」と規定されておりますとあり、市民が地域において自主的かつ自立的に活動し、それに対して市が適切な支援を行っていることが「都市内分権」の第一歩ではないかと考えております。なお、いただいたご提言を踏まえ、逐条解説等において、詳しく説明してまいりたいと考えております。 |
| 48 第29条(地域コミュニティ)関係 | 昔なかった事件が多発する昨今では、コミュニティの育成が重要である。 | | 西部 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後さらに検討を進めてまいります。 |

| | 項目 | 意見 | 会場での対応 | 会場 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|----|--|---|---|---------------------|---|---|
| 49 | 第30条(連携及び協力)関係 | 市ができないときは県が行うなどの連携を謳うことができるか。 | 法で定められた範囲の中で、国や県等とも連携して解決に努めることを規定しています。 | 大在 | 市政運営 | 会場での対応のとおり |
| 50 | 第31条(多様な文化の尊重等)関係 | 「多様な文化及び価値観を理解し、尊重する」とあるが、とんでもないことを言うて来る人が、「これが私の価値観だ」と主張されたら、本当に受け入れられるのか。 | | 植田 | 市政運営部会 | 本条の「受け入れられるよう努めるものとする。」や条例前文に、ご意見の趣旨が組み込まれていると考えています。 |
| 51 | | 「家族の絆を取り戻すことや、愛国心、郷土愛の精神に反しない限り価値観を理解し、尊重する。」という項目を付け加えてはどうか。 | | 植田 | | |
| 52 | 第32条(この条例の位置付け)関係 | この基本条例が他の条例や事業にどのように関わっていくのかという項目を入れてもらいたい。 | 第32条に「この条例の位置付け」として明記しています。この条例が出来れば、この基本条例の考え方に沿って、各条例等が整理されることとなります。 | 野津原 | 全体 | 会場での対応のとおり |
| 53 | 附則 | 5年の根拠がよく分からない。 | 他都市の例から一般的であろうということで規定しています。5年を超えない範囲でということですので、見直しの必要が生じたときは、年数に関係なく見直されるものと考えます。 | 鶴崎 | | |
| 54 | その他意見 | 基本条例そのものについては立派なものである。内容については異論ない。 | | 南大分 明治明野 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 55 | | 書かれていることは立派であるが、これが実行されれば言うことはない。 | | グリーン | | |
| 56 | | この条例を、どのように一戸一戸に知らせ、実行することができるか。 | | 南大分 | | |
| 57 | | この条例を作ることで、いかに市民の力や地域の力を引き出すかということが重要。 | | 西部 | | |
| 58 | | 今まで取り組んでいることを書いているので、何も変わらないのではないか。 | 従来、国主導で全国的に行われてきた政策が、今後は地域ごとにその特性を活かして、さらなる発展を目指していく流れとなっています。大分市独自のまちづくりを、しっかり進めていくためにも、市民がもっと参加できる仕組みづくりや、それぞれの役割分担が明確に示される必要があることから、この基本条例を制定しようとするものです。 | グリーン | 全体 | 会場での対応のとおり |
| 59 | | 今まで取り組んでいることを文章化して明確にするためのものと捉えて良いか。 | | グリーン 西部 | | |
| 60 | | 今まで通りで良いということであれば、不要ではないか。 | | 西部 | | |
| 61 | | 今までも行政はきちんと対応してくれているので、条例で役割を決めたからといって何も変わらないのではないか。必要性が分からない。 | | グリーン 南大分 明治明野 | | |
| 62 | | この条例が必要である理由は、今のままでは駄目だからなのか、何か目標が必要であるということなのか。 | | 南大分 南部 | | |
| 63 | | 現状に問題点があって、解決するために条例を作るのが普通である。個別には既に条例があるものを敢えてこの条例に謳うことが分からない。 | | 大南 植田 | | |
| 64 | | まちづくりは、校区や地域から始まり広がっていくものと考えているが、それをどの程度支援して拡大していくという視野で作ろうとしているのか。 | | 大南 | | |
| 65 | | 1年くらいかけて、地域の実態を調査してもらいたい。地域には人手や財政の問題など地区ごとにいろんな課題を抱えている。 | 意見があったことを検討委員会に報告します。 | 大在 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後さらに検討を進めてまいります。 |
| 66 | | 本当に自治ということであれば、裾野で活動していることを真剣に検討してもらいたい。 | | 大在 | | |
| 67 | 大分市を一つとして一体的に考えると、中心部と周辺部は違うので、全てが平均的に栄えていかない。 | | 野津原 | | | |
| 68 | 校区の中に自治会があって、その一つひとつがそれぞれの自治活動を行ったり、まとまって活動したりしている。そういう広がりがあることをこの条例ではうまく捉えてもらいたい。 | | 植田 | | | |
| 69 | 今も、法律や条例のもとで、住民からの声を自治委員が市へ持ち上げている。どこが違うのか。 | | 南大分 | 事務局案 | 大きくは変わらないかもしれませんが、市民主体の自治の実現を目指し、より市民意見が行政に反映できる仕組みとして制定を目指すものです。 | |
| 70 | | 市民に何を求めているのか、何を作ろうとしているのか分からない。 | | | | 南大分 |
| 71 | | この条例により、市民、議会、行政がどのように変わるのか。具体的に市民はどのようなことに新たに参加しなければいけないのか。 | 他都市の例では、大きな変化がない中でも、間違いなくまちづくりに対しての市民意識が芽生えてきているとのことである。 | | | 野津原 |

| 項目 | 意見 | 会場での対応 | 会場 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|----|--|---|--------------------|------|---|
| 72 | その他意見 具体性がなく分からない。 | | グリーン 大在 | 事務局案 | 本基本条例は、本市の基本的なルールを定めるものであり、個別具体的な内容は、他の個別条例に規定されています。 |
| 73 | この条例を使って、市民は具体的にどのように目的を達成するのか。 | | グリーン | | 本条例の理念に則って、市民は自治の主権者として、積極的にまちづくりに参加することで、本条例の目的である市民主体による自治が実現できるものと考えます。 |
| 74 | この条例が出来たときの、議会の立場はどうなるのか。 | 議会に関して、手続等が従来と変わることはありません。 | グリーン | 全体 | 会場での対応のとおり |
| 75 | 集合住宅では、協力度や自治会加入率が低い。 | 自主活動ですので、行政からは強制できませんが、今後は何らかの支援が出来ないか検討中です。 | グリーン 南大分 明野 | | |
| 76 | 自治会加入率が低い中で、この条例ができれば少しでも参加するような働きかけを施策の上で考えてもらいたい。 | | 植田 | | |
| 77 | 「自治基本条例」と「議会基本条例」、「子どもに関する条例」の関係性が分からない。 | 本条例は、大分市の最高規範として定めようとしています。従って、この他の条例は、全てこの基本条例の下に位置し、その趣旨に沿ったものになるということです。 | コンパル | | |
| 78 | 条例の解説を是非作って欲しい。 | 市民の皆さんによりよく条例を理解していただくために、解説集を作る準備はしております。 | コンパル 南大分 野津原 | | |
| 79 | 資料にある「新たな公共」に「自治会」も入れて欲しかった。一番地域で活動する団体だから。 | | 植田 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 80 | 読む気になるようなものにしてもらいたい。 | | 野津原 | | |
| 81 | 基本条例の必要性や内容を簡潔に市報等に掲載して欲しい。 | 検討委員から事務局に働きかけます。 | コンパル | 全体 | 【市民参加・まちづくり部会】 条例制定後には、その内容を詳しく説明した逐条解説を作成するよう考えております。 また、市民向けの広報・周知等につきましても、これまでの市報やホームページをはじめ、新聞や市政広報番組(テレビ)など、これからもあらゆる機会を通じて努めてまいりたいと考えております。 |
| 82 | 自治委員制度をどうにかしないと、このまま行くと崩壊する。 | | 南大分 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 83 | 自治委員と自治会長の仕事の境目がはっきりしない。この条例が出来れば、自治会に入っていない人も市民となる。 | これからは、自治会に加入することも自治においては重要なことですので、何らかの支援が出来ないか検討しています。 | 植田 | 全体 | 会場での対応のとおり |
| 84 | どのようにしたら市民サービスが100%行き渡るのか、また、市民が安心して参加できるのかということを根本的に考えてもらいたい。 | | 南大分 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 85 | 子供を立派に育てる意味からも、小学生のころから、この基本条例を通じて教えていくことが大事である。 | 子供が分かるような解説を作って、学校で学習してもらおうような議論もありましたので、今後、検討させていただきたい。 | 南大分 | 全体 | 会場での対応のとおり |
| 86 | 具体的な教育を通して、大分市の未来を良くしようとするのが、この条例のどこかに入る余地があるのではないか。 | 具体論は別に検討が必要ですが、根本の考え方はこの基本条例に盛り込まれているとご理解いただきたい。 | 南大分 | | |

| 項目 | 意見 | 会場での対応 | 会場 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|----------------|---|--|-----------------|------|---|
| 87 その他意見 | 前文と同じように条文も口語体にしたらどうか。 | | 明治明野 | 全体 | <p>【市民参加・まちづくり部会】</p> <p>条文としての性格上、一定の体裁は取らざるを得ないのではないかと考えております。</p> <p>なお、条文の内容を説明する逐条解説や資料等につきましては、いただいたご提言を踏まえ、分かりやすくなるよう努めてまいりたいと考えております。</p> |
| 88 | 大分市の独自性はどこか。大分市独自のものを作ってもらいたい。 | 「前文」、「基本理念」の「幸せな暮らしの実現・・・」、「市民の権利、責務」の「子どもに関する事項」辺りで独自性が出ているのではないかと考えます。 | 坂ノ市 大在 南部 | | |
| 89 | 市民は関心がないと思う。何か市政に引き込むような策が必要。 | 市民が関心を持てるように、子どものころから学校教育の中でのきっかけ作りなどの仕組みを進めていけたらと考えています。 | 坂ノ市 | | |
| 90 | 女性の参加が少ないので、女性の意見をより多く聞く必要がある。 | 今後の参考としたい。 | 鶴崎 | | |
| 91 意見交換会の開催方法等 | 素案を、当日配られても理解できない。事前に目を通してもらっておく必要がある。 | 制度的にはパブリックコメントなどがあり、意見をいただけることになっています。今回はご理解をいただきたい。 | グリーン 大南 | 全体 | <p>会場での対応のとおり</p> <p>ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 92 | 説明文を読んだだけでは、必要性やどこが重要かという部分が市民に響かない。 | 各会場でニュアンスが違わないようにするために、説明文を統一したものであり、ご理解いただきたい。 | 南大分 | | |
| 93 | どうしてこのような条文になったのか、分かりやすく背景を言って欲しい。 | | 植田 | | |
| 94 | 現状の取組と制定後の変化した状況を左右で対比して、変わる箇所が具体的に分かるように説明してもらいたい。 | | 大南 植田 | | |
| 95 | 問題点とその解消方法を含めて話をしてもらわないと、整理がつかない。 | | 植田 | | |
| 96 | 逐条解説的に1条ずつ説明が欲しい。 | | コンパル | | |
| 97 | 発案者がその想いをきちんと語らないと、伝わってこない。 | | コンパル | | |
| 98 | 各論をもう少し詳細に説明しなければ分からない。 | | コンパル | | |
| 99 | もう一度、やり直すくらいの気持ちが必要。 | | グリーン | | |
| 100 | もう少し多くの市民に参加してもらう必要がある。 | | コンパル 坂ノ市 | | |
| 101 | 女性のためにも、会を開く時間帯を考える必要がある。(夕食時以外) | 今後の参考としたい。 | 鶴崎 | | |

| 項目 | 意見 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|---|---|-------------|---|
| 1 名称 | 名前を一読すると興味深く誘い込まれるよう、名称を「大分市民の手によるまちづくり自治基本条例」としてはいかがでしょうか？ | 市政運営部会 | 今後検討してまいります。 |
| | | 市民参加まちづくり部会 | 名称につきまして、現在は(仮称)となっておりますが、引き続き条文案の検討を進めてまいりたいと考えております。 なお、名称につきましては、条文が定まった時点で改めて検討してまいりたいと考えております。 |
| | | 調整案 | 現段階では仮称でありますので、ご意見の趣旨を踏まえながら、適切な名称について引き続き検討してまいります。 |
| 2 前文 | 前文の中に「制定の経緯」を盛り込んだらどうか？ 例)わたしたち大分市民は「ともに築く希望あふれる元気都市」をめざした地域社会を築いていくために地域住民・地域活動団体・ボランティア等の公益的な団体と、今までの行政が行ってきた公共の範囲との協働の中で行政と市民が相互の信頼関係に基づき、新たな公共の範囲の仕組みを築いていく中で、豊かな自然環境～～。 | 理念部会 | 前文は、条例本体の導入部とした位置付けで作成しており、制定の経緯といった部分は逐条解説の中で謳う方が良いと思いますので、条文としては現状のままで良いと考えています。 |
| | 「家族の絆 愛国心に基づく郷土愛」という文言を盛り込んでいただきたい。条例の示す大分市の方向性をはっきりさせるため、是非とも必要だと思えます。1人暮らしの人もいますが、大分市としては「絆を深めるんだ」という強い意志をもって取り組んでいただきたいと思えます。 | | 表現に差はありますが、現状でも郷土愛や絆といったものは謳っていると考えていることから、条例として反映させるのは難しいので条文としては現状のままでしたいと考えています。 ただし、表現については今後とも検討していきたいと考えています。 |
| 4 第2条(定義)関係 | 自治の意義を明確にしてほしい。生活圏と自治の概念(エリア)を定めるべきでは。 | 理念部会 | 「自治」は広い概念を持つ言葉であり、最高規範である本条例で定義してしまうとそれが一人歩きしてしまい、かえってその意味するところを狭めてしまうため、定義をしないほうが良いと考えています。 |
| | | 市民部会 | 自治の捉え方が様々ある中で、一つの概念として定めることは難しいと思われれます。 |
| | | 執行機関・議会部会 | 自治の概念(エリア)は様々なパターンがありうることから、明確な定めは困難と思われれます。 |
| | | 市政運営部会 | 「自治」については、条例の名称が自治基本条例でもあることから、逐条解説の中で明確にしておく必要があると考えます。 |
| | | 市民参加まちづくり部会 | 「自治」という言葉は、非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。 したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている「自治」について、詳しく説明してまいりたいと考えております。 また、「コミュニティ」の定義につきましても、「自治」と同様に、逐条解説等において説明してまいりたいと考えております。 |
| 調整案 | 「自治」を行う組織の規模や形態は多様であり、その果たすべき役割も一様ではないと考えられることから、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。 したがって、条例本文中に定義をすることは困難であると考えますが、解説等によって説明をすることは可能であると考えております。 | | |
| 5 第3条(基本理念)関係 | 第3条中、市民の幸せな暮らしの実現と豊かな心の醸成を目指し、～。(下線部分を入れて欲しい。) | 理念部会 | 「豊かな心」などの精神的なものは、条文ではなく前文などで謳われるべきと考えます。 |
| 6 第5条(市民の権利)関係 | 第5条市民は公正な行政サービスを受けることが出来る。市内に通勤、又は通学する者も受けることができるのか？ | 市民部会 | 市内に通勤、通学する者もその状況に応じた公正な行政サービスが受けられるものと考えます。 |
| 7 第6条(市民の責務)関係 | なぜ「事業者の役割と責務」を入れないのか？ | 市民部会 | 「事業者の役割と責務」に相当する条文は、第6条(市民の責務)第3項に規定しています。 |
| 8 第3章(市民、議会及び市長等の役割等)全般 | 市民と行政と議会の役割分担をもっと明確にすべきである。 | 市民部会 | 本条例案は大分市の最高規範として位置付ける基本条例ということから、基本的な役割分担を定めたものとなっており、詳細の役割分担については、各種個別条例等により規定されるものと考えます。 |
| | | 執行機関・議会部会 | 基本条例において詳細な規定を置くことには自ずと限界があり、個別の規定や政策の中で具体化すべき事柄もあると思えます。 |
| | | 調整案 | 最高規範として位置付ける基本条例において、詳細な役割分担を規定することは限界があり、個別の規定や政策の中で具体化できるものと考えます。 |
| 9 第7条(議会の基本的役割等)関係 | 今までになかった「議会」の役割と責務が規定されていることがすばらしいと思う。第7条は、「議会の基本的役割と責務」にしたらどうか？第2項に「責務」があるので。 | 執行機関・議会部会 | 議会にて検討予定 |
| 10 第8条(市長等の基本的役割と責務) 第9条(市長の基本的役割と責務)関係 | 「市長等」と「市長」を分けるべきなのか？行政としての責務でよいのでは…。 | 執行機関・議会部会 | 行政の統括者・代表者である市長と各執行機関(市長等)とでは、果たすべき役割や有する権限にも一定の差異があり、条文的にも分けて規定すべき部分があると思えます。 |
| 11 第9条(市長の基本的役割と責務)関係 | 第9条3項「～最少の経費で最大の効果を～」など地方自治法に定められていることをあえて記載する必要があるのか？ | 執行機関・議会部会 | ご指摘のとおりではありますが、本市の心構えを示す意味合いも含めて、敢えて確認的に規定しています。 |
| 12 第10条(職員の責務)関係 | 第10条中、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。(地公法30条があるので不要では？言い方を変えたら？) | 執行機関・議会部会 | |

| 項目 | 意見 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|-----------------------|--|--------|--|
| 13 第11条(総合計画)関係 | この条例と総合計画「基本構想」との役割をどう分担させるのか?(総合計画は不要になるのでは?) | 事務局案 | 本条例は、市民が主体となり、議会、行政との協働により進めるまちづくりの基本的なルールを定めるものであり、総合計画は、市が総合的かつ基本的に行政運営を行うための計画書となります。 なお、基本構想は地方自治法第2条第4項にその策定が義務付けられています。 |
| 14 第19条(権利保護及び苦情対応)関係 | 「苦情」という言葉が嫌いで…、「意見・要望」で十分ではないでしょうか? | 市政運営部会 | 「苦情」という言葉は、現行の法令等においても一般的に使われており、分かりやすい言葉であると考えています。 |
| 15 第6章(まちづくりの推進)全般 | 第6章について、都市部・山間部等で具体的推進内容が変わってくると思うので、その点を考慮してほしい。 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 16 第29条(地域コミュニティ)関係 | 地域主権の受け皿となるべき地域コミュニティ、自治会がうまく機能していないのでは?自治委員さんの意見からも明らかです。この条例を実現するために、地域コミュニティの仕組みを根本的に考え直す必要がある。 | | |
| 17 | 地域の問題をとりまとめてくれる機関が身近に欲しい。 | | |
| 18 附則 | 制定したら終わりではなく、時代の変化に合わせ、改訂していくことをお願いしたい。 | 事務局案 | 附則において、明記しておりますとおり、5年を超えない期間ごとに、条例を見直すこととしています。 |
| 19 その他意見 | せっかく市民に良いことですので、早く作り上げてください。 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 20 | かなり時間をかけて素案づくりをされていて、内容もこれから勉強して理解していきたいと思えます。ありがとうございました。 | | |
| 21 | 市長、職員が真剣に取り組んでいる姿がよく分かった。ぜひ市民と共に住みよいまちづくりをお願いしたい。 | | |
| 22 | 時間をかけて制定してください。 | | |
| 23 | 自治基本条例を作成したご苦労に対して感謝しますが、委員に各地域の方も入れたら、より地域にマッチした条例ができるのでは?また、提案・審議し、それをフィードバックする機構もあったら良いのでは? | | |
| 24 | まちづくり自治基本条例制定後に、市民総参加まではいかなくても、より多くの市民を巻き込むアイデアが必要。 | | |
| 25 | アパート、マンションに住んでいる人を市民総参加事業に引き込めるようにお願いします。 | | |
| 26 | 自治会の要求はその都度各課に申し入れているが、若い世代との交流が少ないので意見が反映されていない。まちづくり自治基本条例策定時に、若者の活用について検討してください。 | | |
| 27 | 自治基本条例の理念は理解できたが、現実施行面での障害が余りにも大きく、具現化への手立てを十分考えてください。 | | |
| 28 | 市民全体に伝わり実施できる手法が欲しい。 | | |
| 29 | この条例が、ゆっくりでも市民に理解され、浸透していくよう機会あるごとに説明をし、PRをすべきだと思う。 | | |
| 30 | この条例が生かされるようもっと市民や職員にPRすべきだ。 | | |
| 31 | 企画課職員だけでなく、他の職員にも「レポート」を提出させるなど浸透させることから始めてください。 | | |
| 32 | 制定の必要性、狙いを手短かに市報で伝えてください。何回かに分けて、市報に条例についてのPRを。 | | |
| 33 | 策定後は、具体的な活動内容は、随時市報等で報告して欲しい。 | | |
| 34 | 子供用の条文(分かりやすいもの)もあるといいです。 | | |
| 35 | 意見等は情報の共有化を図り、インターネット等で公開してほしい。 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 36 | 各地、市外の成功事例を数多く紹介して下さるようHP等を活用してもらえると助かります。 | | |
| 37 | この理念に基づき、成功した事例を広報し、市民参加を増やしていくよう望みます。 | | |
| 38 | 国と地方の関係は、上下主従で対等とはいえないので、これからはもっと国に対してものを言うべき。 | | |
| 39 | 市の憲法とも言える基本条例が今まで制定されなかったことが信じられない。何を基本に市政を進めてきたのか? | | |
| 40 | 総則だけで、踏み込んだ条例になっていないのはなぜ?「努めなければならない」「対応しなければならない」等、努力目標でいいのでしょうか?本当の目的は? | | |
| 41 | 初めての参加だからまだ分からない。文章を読んでから判断したい。 | | |
| 42 | 少子高齢化時代及び不況への対策を十分考慮の上、市民への仕事、金銭的に負担のないようお願いします。 | | |
| 43 | 「市民参加」の美名のもとに、ボランティアや地域行事等が増え、一般市民の労務提供の場を増やす口実にならないようお願いします。 | | |
| 44 | 高校生や大学生に市政に興味関心をもってもらえるような条例をつくってほしい。まちづくりのイベントを開催する際は、子どもと出かけやすい環境や時間を考慮し、子どもや女性に優しいまちづくりを行って欲しい。 | | |

| | 項目 | 意見 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|----|-------------|---|------|-----------------------------|
| 45 | その他意見 | 私どもが聞いても理解困難な用語等あり、一般市民においては何のことか全く理解できない条例かと思う。 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 46 | | 従わない人たちをどのように参加させるの？ | | |
| 47 | | 文章は抽象的で、各個人の考えによってどうとでもとれるような条例をつくる必要があるのか？ | | |
| 48 | | 文章化することに意義があるのではなく、実施できることに意義があるはず。どのように実行できるか考えてください。 | | |
| 49 | | 検討委員の下部組織に一般市民が参加すべきである。 | | |
| 50 | | 具体的内容が分からない。国からの地方への分権の意味は分かるものの、市長・議会・市職員の職務の一部を、自治の名のもとに市民への責任の分散ではないかとも思われる。 | | |
| 51 | | 市民参加といいながら、実施段階(行事等)では自治会まかせでは？ | | |
| 52 | | 自治委員になってくれる人がなかなかいない。政治(行政)に無関心である。 | | |
| 53 | 意見交換会の開催方法等 | 主催者が不明。 | 事務局案 | ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。 |
| 54 | | 意見に対して真摯に答えていない。行政の事務的な説明であるうえに、難しい言葉を使っている。 | | |
| 55 | | 素案を事前に配布の上、本日の意見交換会を開かなくては、資料を初めて見る状況では意見の出しようがない。 | | |
| 56 | | 市民、自治委員が何をすればよいのか、何ができるのか、何をすれば市民一体となった活動ができるのか、今日の説明からは見えてこない。市民を参加させるための説明が必要。 | | |
| 57 | | 質問に対して、「主に回答する人」や「答える順番」等を決めて、とりあえず誰かがまず答えるようにしておいたほうがよい。市民委員が遠慮して黙っていると、「委員もよく分かっていないのかな」と誤解を与えてしまう。 | | |
| 58 | | 実際に自治基本条例を制定した市町村の実例資料があると分かりやすい。 | | |
| 59 | | 条例とは、から入ると市民に分かりやすい。 | | |
| 60 | | ただの委員・市VS市民の批判のし合いにならないよう、代表者がさばく必要がある。 | | |
| 61 | | Q&A(想定問答)をこの会議に出しては？ | | |
| 62 | | 公式行事「セレモニー」のように感じる。HPに日程等掲載しているが、果たして多くの市民が目にするのか？ | | |
| 63 | | 例えば、この条例ができてからは、市民課の住民登録のところで説明することにより、「自治会に協力してください」と言うことができるとか、具体的な例を挙げていくとわかりやすいのでは？ | | |
| 64 | | 「必要性」の説明にあたっては、「今、この条例をつくっておかなければ将来こういう弊害がある」ということを強調する説明をしたほうがわかりやすいのでは？ | | |
| 65 | | 市民意見交換会というわりには市民が少ない。もっとPRを。 | | |
| 66 | | PRも大切。情報交流会を開いてください。 | | |
| 67 | | 次の機会をつくること。 | | |

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)についての職員意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方

| | 意見項目 | 意見の要旨 | 担当部会 | 各部会の考え方 |
|---|----------------|--|--|--|
| 1 | | 「住民」の定義が必要では、 定義をするまでもなく市内に住所を有する者と考えるのか。 | 理念部会 ----- 市民部会 ----- 調整案 | 条例上では、市民を広く捉えようとしており、これに対して「住民」が出てくるのは住民投票の項目である。その指し示す範囲は明白であり、敢えて定義する必要はないと考えます。 ----- 法においても同趣旨の規定が多く存在することから、敢えて定義する必要はないものと考えていますが、該当する条項の逐条解説等で説明できるように検討します。 ----- 法においても同趣旨の規定が多く存在することから、敢えて定義する必要はないものと考えていますが、特に説明が必要と思われる条項については、該当する条項の逐条解説等で説明できるように検討します。 |
| 2 | 第2条(定義) | 「職員」の定義が必要では、 定義をするまでもなく大分市職員と考えるのか。 | 理念部会 ----- 執行機関・ 議会部会 ----- 調整案 | 大分市の条例である以上、外郭団体に属する職員などの例外を除けば、この単語が指し示すのは市の職員以外考えづらいと思われます。 ----- 一般的には、「大分市の職員」を指すと解釈されるものと思われますので、敢えて定義を置く必要性は低いと考えます。 ----- 大分市の条例である以上、一般的には、「大分市の職員」を指すと解釈されるものと思われますので、敢えて定義を置く必要性は低いと考えます。 |
| 3 | | 「最高規範」の定義が必要では、 地方自治の根拠は地方自治法にあり、これを超えることは法的に無効では。 | 理念部会 | 大分市の条例の最高規範と大分市が定めるものであり、定義付けまではいらないと考えています。また、本条例は、大分市の特徴を生かした独自のまちづくりや市民が主体となったまちづくりを進めるための行政運営の基本的な方針など、上位法では規定していない分野において必要な規定を定めようとするものであり、地方自治法その他関係する法律の規定に反したり、逸脱するものではありません。 |
| 4 | 第7条(議会の基本的役割等) | 本市の意思決定機関であることをことさら明文化する必要があるか。 | 執行機関・ 議会部会 | 既に制定済みの「議会基本条例」の前文において謳われている表現でもあり、議会が有する重要な役割の一つでもあることから、規定すべき事項と考えられます。 |
| 5 | 第10条(職員の責務) | 第1項の「職員は、全体の奉仕者として、」と記載されているが、市民が負う応分の負担以外の部分で、市民の個人的な権利主張までが市職員の責務であると誤解されないような文言に修正願いたい。 | 執行機関・ 議会部会 | これは憲法や地方公務員法にもある表現ですが、その趣旨としては、「その奉仕の内容が住民全体の利益を増進することにあること」、「一部の奉仕者となることを否定すること」、「公務員が政治的に中立であること」等の意味合いであり、個々人の全ての権利主張を受け入れるべきことを定めるものではありません。ある意味で確認規定的な部分ではありますが、職員の責務としては重要な事柄であると思われます。 |

「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)」と「札幌市自治基本条例」の総論部分の対比

| (仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案) | 札幌市自治基本条例(19年4月) | 対比(考察) |
|---|---|--|
| <p>前文</p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。</p> | <p>前文</p> <p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛しお互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> まず、市の歴史や自然、郷土愛について語り、先人の築いたまちを次の世代に引き継いでいくこと、結びとして最高規範である旨を謳っていることなど、全体の構成には、多くの共通点があります。 大分市との相違点としては、札幌市は市民憲章を尊重する表現(第2・第3段落)があること、これからの目指すまちづくりの姿を詳細に表現(第4段落)していることなどが挙げられます。 総括的には、表現の違いはあるものの、かなり似通った作り方になっていますが、札幌市の方が、やや詳細な表現を用いているという印象です。 |

| (仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案) | 札幌市自治基本条例(19年4月) | 対比(考察) |
|---|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自治の」(大分市)「まちづくりに関し」(札幌市)と、表現に違いはあるものの、ともに市の運営における基本的なルールを定めることに主眼を置いています。 ・ 結びについても、「市民主体による自治の実現」(大分市)「市民自治によるまちづくりを実現」(札幌市)と表現が異なっていますが、後述するように、「基本理念」の部分では、ともに「自治をベースとしたまちづくりの方向性」について謳っており、条例全体として目指すところは、同じであると思われます。 |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。</p> <p>3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。</p> <p>4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p> <p>2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。</p> <p>3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民」の定義については、表現の違いはありますが、内容的には同様です。 ・ 札幌は「まちづくり」の定義を置き、要約すると「快適、安全、安心な暮らしやすいまちの実現のための活動」としています。 ・ 大分市の特徴としては、「協働」の定義を置いていることが挙げられます。 |

| (仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案) | 札幌市自治基本条例(19年4月) | 対比(考察) |
|--|---|--|
| <p>(基本理念)</p> <p>第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。</p> | <p>(基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。</p> <p>3 市民、議会並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 札幌市は、1項で「まちづくりは、市民が主体であることを基本」とし、3項では「市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本」としていること、また、第3条の「まちづくり」の定義を全てあわせて考えると、大分市の基本理念とほぼ同様の内容になると解釈されます。 札幌市の2項・3項の内容は、大分市では、市長や議会のそれぞれの責務の部分で謳われているものとほぼ同様の趣旨と思われます。また3項の「連携して」という部分は、大分市の協働の原則とも通じるものです。 |
| <p>(基本原則)</p> <p>第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。</p> <p>(1)市民総参加の原則 全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。</p> <p>(2)情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。</p> <p>(3)協働の原則 市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。</p> | <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。</p> <p>2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。</p> <p>3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の1項・2項は、大分市の1号・2号と似通った内容になっており、また、3項の内容は、大分市では、市の責務や行政運営の部分で謳われているものとほぼ合致しています。 大分市の3号にある「協働の原則」は、前述のように札幌市では、4条3項において、その趣旨が盛り込まれています。 |

両市の目的、基本理念及び基本原則の関係性について総括すると、まずは、規定している箇所の違いはあるものの、内容的にはほぼ同様であることが挙げられる。相違点としては、札幌市は「まちづくり」を、大分市は「自治」に主眼を置いた規定ぶりになっていることであるが、市民主体の自治をベースとしたまちづくりを行うことについては共通しているため、結果的に目指すところに違いはないものと考えられる。